\bigcirc 放 射 性 同 位 元 素 等 に ょ る 放 射 線 障 害 \mathcal{O} 防 止 に 関 す る法 律 施 行 規 則 第 + 条 第 項 \mathcal{O} 工 場 又 は 事 業 所 を

定 8) る 告 示 平 成 + 七 年 文 部 科 学 · 省 告 示 第 七 + 七 号)

最 終 改 正 平. -成二五 年三月二九 月 文部 科学省告示第五 + 凣 号

放 射 性 同 位 元 素 等 に ょ る 放 射 線 障 害 \bigcirc 防 止 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 第 + 条 第 項 \mathcal{O} 原 子 力 規 制 委 員 会

が 定 \Diamond る 工 場 又 は 事 業 所 は 次 \mathcal{O} کے お り لح す る。

玉 \mathcal{O} 設 置 す る 病 院 又 は 診 療 所 (厚生労働 大 臣 \mathcal{O} 設 置 す Ś ŧ \mathcal{O} を除く。 で あっ て、 学校教育法

和 十 二 年 法 律第二十六号) によ る学校 0 設 置 す る病 院 又 は 診 療 所以 外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 平 成 六 年 · 科 学 技 術 庁 告 示 第 兀 号 放 射 性 同 位 元 素 等 に ょ る 放 射 線 障 害 \mathcal{O} 防 止 に 関 す る 法 律 施 行 規

則 第 八 条 第 項 に 規 定 す Ź 工 場 又 は 事 業 所 を定 \Diamond る 件) は 廃 止 す る。

附 則 平 成 五 年三月二 九 日 文 部 科学 省 告示 第 五 八号)

 \sum_{i} 0) 告 示 は 平. 成二十 五. 年 兀 月 __ 日 か 5 施 行 す Ź。

(昭